

相互保有株式の 議決権制限に係る省令改正

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 23

【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、今年 5 月 1 日に施行される。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法では多くの事項が法務省令に委任されている。相互保有株式の議決権制限の制度もその一つと言える。

会社法を施行を目前にして、法務省令が改正された。それに伴い、相互保有株式の議決権制限の制度にも大きな改正が存在する。

1 . 会社法施行規則などの改正案、公表

会社法が、今年（平成 18 年〔2006 年〕）5 月 1 日に施行される。

この会社法では、約 300 の事項が法務省令に委任されている。

この法務省令は、今年 2 月 7 日に、正式に決定している。それが、「会社法施行規則」、「会社計算規則」及び「電子公告規則」の 3 つである。

しかし施行前に、これらの**法務省令は改正された**。具体的には以下の二つによる改正である。

「非訟事件手続法による財産管理の報告及び計算に関する書類並びに財産目録の謄本又は株主表の抄本の手数料の件の廃止等に関する省令」（平成 18 年 3 月 29 日付け官報 号外第 70 号）

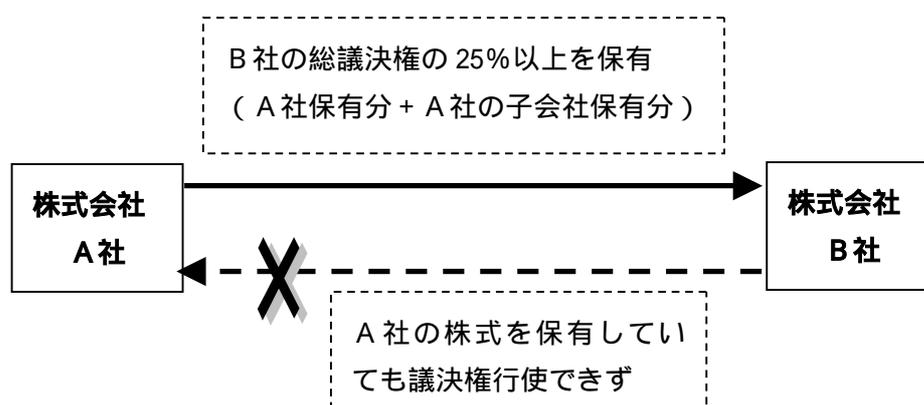
「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 18 年 4 月 14 日付け官報 第 4318 号）

ここでは、相互保有株式の議決権制限にかかわる改正部分のみを取り上げる（特に上記による改正点を取り上げる）。

2 . 相互保有株式の議決権制限とは

会社法 302 条（及び会社法施行規則 67 条）の下では、例えば、株式会社 A 社が株式会社 B 社の議決権を総議決権の 25% 以上を有する場合、B 社は A 社の株式を有していても議決権行使ができないとされている（図表 1 参照）。このことを「**相互保有株式の議決権制限**」などと呼んでいる。

図表 1 会社法の「相互保有株式の議決権制限」



改正前の商法 241 条 3 項にも同様の規定があった。

3 . 法務省令の改正点

相互保有株式の議決権制限にかかわる改正は、大きく、2 つ存在する。

会社法下における相互保有株式の判断時期
会社法施行に伴う経過措置

(1) 会社法下における相互保有株式の判断時期

相互保有株式の判断時期については、明確な規定が存在していなかった。そこで、改正後の会社法施行規則 67 条には、判断時期についての**規定が定められた**。

具体的には以下のとおりである。

< 改正後の会社法施行規則 67 条 >

- 1 (略)
- 2 前項の場合には、株式会社及びその子会社の有する相互保有対象議決権の数並びに相互保有対象議決権の総数（以下この条において「対象議決権数」という。）は、当該株式会社の株主総会の日における対象議決権数とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定基準日（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）を定めた場合には、対象議決権数は、当該特定基準日における対象議決権数とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日における対象議決権数とする
 - 一 特定基準日後に当該株式会社又はその子会社が株式交換、株式移転その他の行為により相互保有対象議決権の全部を取得した場合 当該行為の効力が生じた日
 - 二 対象議決権数の増加又は減少が生じた場合（前号に掲げる場合を除く。）において、当該増加又は減少により第一項の株主であるものが有する当該株式会社の株式につき議決権を行使できることとなること又は議決権を行使できないこととなることを特定基準日から当該株主総会についての法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の全部を決定した日（株式会社が当該日後の日を定めた場合にあっては、その日）までの間に当該株式会社が知ったとき 当該株式会社が知った日
- 4 前項第二号の規定にかかわらず、当該株式会社は、当該株主総会についての法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の全部を決定した日（株式会社が当該日後の日を定めた場合にあっては、その日）後から当該株主総会の日までの間に生じた事項（当該株式会社が前項第二号の増加又は減少の事実を知ったことを含む。）を勘案して、対象議決権数を算定することができる。

ごくごく簡単に言えば、「議決権行使のために基準日を設けた場合、原則、その基準日の段階で相互保有株式を判断する。ただし、例外的に、その後の変動を加味しなければならない場合もある。」と言うことである。

(2) 会社法施行に伴う経過措置

相互保有株式か否かを判断するためには、「子会社」の保有分を加えて判断しなければならない。この基本構造は、改正前の商法と会社法ではかわらない。しかしながら、改正前の商法と会社法では「子会社」概念に変更が生じており、**拡大している**（注1）。

（注1）以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に ～ 会社法関連省令シリーズ - 2」（横山淳、2005.12.19 作成）
- ・「会社法上の親子会社の定義 Q & A ～ 『会社法』の焦点シリーズ 6」（堀内勇世、2005.8.19 作成）

そのため、相互保有株式として議決権制限される範囲が拡大する可能性も存在する。

しかしながら、会社法が5月1日に施行される関係で、例えば、3月決算・6月総会の会社では、相互保有株式を判定する際、自己の保有分に加えるべき子会社の範囲が、改正前の商法上の子会社なのか、会社法上の子会社であるか否かがはっきりしないという問題が生じていた。

そこで、経過措置として、次のような規定も置かれた（改正後の会社法施行規則の附則2条6項参

照)。

< 改正後の会社法施行規則の附則 2 条 6 項 >

株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための旧商法第 224 条ノ 3 第 1 項の一定の日がこの省令の施行の前日である場合における当該株主総会についての第 67 条第 1 項の規定の適用については、同項中「子会社」とあるのは、「旧子会社（附則第 2 条第 3 項に規定する旧子会社をいう。）」とする。

これは、例えば、**今年、3 月末に基準日**を設け、**6 月に株主総会**を開催する会社においては、5 月 1 日に会社法が施行された場合も、相互保有株式の判断に当たり、**改正前の商法の子会社の保有分だけを自己の保有分に加えて判断すればよい**、ということである^(注2)。

(注2) この改正がなされることにより、以下のレポートで示した、相互保有株式の議決権制限に係る経過措置が実質的に変更される。

- ・「相互保有株式の議決権制限に係る経過措置～「会社法」の焦点シリーズ 19～」
(堀内勇世、2006.2.21 作成)